平成２８年（フ）第１号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目12番９号ベルブランク吉祥寺２階、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目12番９号
破産者　有限会社アクイール
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３号
東京都練馬区関町南２丁目３―17―203、開始決定時の住所東京都練馬区関町南２丁目25―36
破産者　田中さおり
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８号
東京都日野市高幡320番地の11
破産者　有限会社ワン・フォー・ワン
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７号
東京都世田谷区船橋１丁目１番２号
破産者　有限会社スパザウルス
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８号
東京都世田谷区船橋５丁目17―13―204
破産者　福田　三男
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８号
千葉県我孫子市柴崎台２―９―４、商業登記簿上の本店所在地茨城県つくばみらい市板橋3108番地
破産者　株式会社美然
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９号
東京都調布市緑ケ丘２丁目17―１―108
破産者　根本　隆広
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０号
東京都調布市緑ケ丘２丁目17―１―108
破産者　根本香小里
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８号
東京都文京区音羽１丁目21番12―503号
破産者　株式会社トラフィック
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９号
東京都文京区音羽１丁目21―12―503
破産者　菅谷　悦夫
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２３号
東京都杉並区浜田山１丁目25―14―101
破産者　大西　悟郎
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２９号
東京都中央区佃２丁目１―２―2902
破産者　松永　京路
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６４号
東京都葛飾区亀有２丁目70―３―401
破産者　白石　秀和
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７１号
東京都八王子市南大沢３丁目16―２―３―105
破産者　西城　康之
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７５号
東京都港区台場１丁目５―１―302
破産者　吉田　光二
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９４号
東京都府中市西府町２丁目12―５―502
破産者　浅野　央登
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２３号
東京都北区堀船３丁目20―10　小林方201号、開始決定時の住所東京都北区栄町49―４―306　富士交通株式会社社員寮
破産者　日高　鋭一
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３２号
東京都足立区千住東２丁目20―12　北千住パークファミリア管理室
破産者　西塚　広美
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３４号
東京都三鷹市井の頭２丁目８―８―202
破産者　亀山　昌幸
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４３号
東京都葛飾区亀有４丁目13―３―205
破産者　阿部　弘子
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４４号
東京都港区芝浦２丁目３―35―605
破産者　橋口　明奈
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部